



2026年2月25日

各 位

会 社 名 大日本塗料株式会社
代表者名 代表取締役社長 里 隆幸
(コード番号：4611 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長 永野 達彦
(TEL 06-6266-3102)

**当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続
および定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月24日開催予定の当社第143期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続しないことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本プランの非継続に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定（第8章並びに第46条）を削除する予定であり、本定時株主総会に「定款一部変更の件」として付議することを決議しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本プランの非継続について

当社は、2008年6月27日開催の当社第125期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をもって本プランを導入して以降、内容の一部変更を行いながら過去5回にわたって更新を行い、現在に至っております。

この間、当社は、創立100周年を見据えた「ビジョン2029」において連結売上高1,000億円、連結営業利益100億円の達成を目標に掲げ、中期経営計画の着実な実行により持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、情報開示の充実や増配による株主還元の実施などにより、コーポレートガバナンスの強化に積極的に取り組んでまいりました。また、当社は、かかる取組みと並行して、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の最大化の観点から、本プランの在り方についても継続的に検討してまいりました。

そして、本定時株主総会終結の時をもって本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、買収防衛策を巡る近時の動向や、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、資本市場を取り巻く環境等を総合的に勘案し、当社取締役会において慎重に検討を重ねた結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの有効期間満了後も、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同利益の確保または向上に、より一層取り組んでまいります。また、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に基づき、

株主の皆様が当社株式の大規模買付行為の是非について適切にご判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるなど、その時点において採用可能かつ適切と考えられるあらゆる施策（いわゆる買収防衛策を含む。）を、会社法、金融商品取引法その他関連法令に基づき適切に講じてまいります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

本プランの非継続に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定（第8章並びに第46条）を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>第8章 買収防衛策</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(買収防衛策の導入等)</u></p> <p><u>第46条 当会社の株主総会においては、法令</u> <u>または本定款に別段の定めがある事</u> <u>項のほか、当会社株券等の大規模買付</u> <u>行為に関する対応策（以下、「買収防</u> <u>衛策」という）の導入、継続、廃止ま</u> <u>たは変更についても、その決議により</u> <u>決定することができる。前項に定める</u> <u>買収防衛策の導入、継続、廃止または</u> <u>変更とは、当会社の財務および事業の</u> <u>方針の決定を支配する者の在り方に</u> <u>関する基本方針に照らして不適切な</u> <u>者によって当会社の財務および事業</u> <u>の方針の決定が支配されることを防</u> <u>止するために、当会社の発行する株式</u> <u>その他の権利の買付行為に関して、当</u> <u>該買付行為を行う者が遵守すべき手</u> <u>続きおよびこれに違反する者に対す</u> <u>る対抗措置等を当社が定め、その適</u> <u>用を継続し、廃止または変更すること</u> <u>をいう。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

以上